

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 大崎市社会福祉事務所長

審査請求人が平成22年 月 日付けで提起した保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

大崎市社会福祉事務所長が平成22年7月13日付け大崎社第45865号で審査請求人に対してした保護申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

大崎市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成22年7月13日付け大崎社第45865号で審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人と は、戸籍上は確かに夫婦となっているが、請求人は、平成 年 月から一人暮らしを始めている。それからは、 から何の援助も受けることなく、自分の で生活していた。今後、 の家に戻る気持ちは全くなく、 の事も考えている状態である。それなのに、処分庁から「単身世帯として認定できないため」との理由で本件処分を受けたことには納得がいかない。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書、反論書及び添付書類並びに処分庁から提出された弁明書及び添付書類によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成 年 月 日に現居所へ転居した旨の転居届を届け出たこと。
- (2) 請求人は、平成 年 月 日に大崎市社会福祉事務所に来庁し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により「生活保護法による保護申請書」を提出したこと。
- (3) 処分庁は、平成 年 月 日に請求人宅を訪問し、保護の新規調査を実施したこと。
- (4) 処分庁は、平成 年 月 日までに、請求人から、請求人が 平成 年 月から単身生活を始め、自身の で生活していたこと、平成 年に となったこと、今でも することを考えているが、 について聴取していたこと。
- (5) 請求人と は、平成 年 月 日において、婚姻関係にあったこと。
- (6) 処分庁が本件処分をしたこと。本件処分に係る「保護決定調書」の理由欄には、「手持金の活用により最低生活が維持可能なため」及び「生活実態が不明なため（単身世帯として認定できないため）」の記載があるが、平成 年 月 日に当該職員が請求人宅を訪問し、請求人に手渡した本件処分に係る通知（以下「却下通知」という。）の却下の理由欄には、「単身世帯として認定できないため」とのみ記載されていたこと。当該職員は、請求人に対し、却下通知の内容、「手持金の活用により最低生活が維持可能なため」も本件処分の理由であること等について口頭で説明したこと。



件のように、請求人が ██████████ 単身生活を始めたと申し出ている状況にあつては、必ずしもそのような手続きをとる必要はないと解するのが妥当である。

- ハ したがって、処分庁のこの主張をもって本件処分が適切であったと判断することはできない。
- (6) なお、処分庁は、「単身世帯として認定できないため」のほか、「手持金の活用により最低生活が可能のため」も本件処分の理由であり、その内容について請求人に口頭で説明した旨主張するが、却下通知にその理由を記載しなかったことは法第24条第2項及び行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第3項の規定に反するといえるから、その主張は認めることはできない。

以上のとおり、本件処分に係る前記第1の2の請求人の主張には理由があるものと認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成23年7月21日

宮城県知事 村井嘉浩

